令和７年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金
（商店街賑わい拠点整備事業）公募要領

第１　補助事業の概要

１　目的

中心市街地、商店街（以下「商店街等」という）の役割が「消費中心の場」から「生活を充実させる場」へ変化していく中で、商店街等が地域コミュニティにとって必要な機能を備え、多様化する地域ニーズや課題に対応できる商店街となることを目指し、住民が集うきっかけを作るための交流拠点の整備に対し支援するものです。

２　補助事業者

補助事業者は、市町村、商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、株式会社、合同会社、有限会社、一般社団法人、NPO、LLP（有限責任事業組合）、LLC（有限責任会社）、規約を備えた任意の団体、商店街での拠点づくりに興味がある個人とします。

３　補助対象事業

補助対象事業は、山形県内の商店街等に住民が集うことができる交流拠点（学習スペース、コミュニティスペース、高齢者向けサロン、回遊拠点、子ども食堂等）を整備する事業です。

４　補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、補助事業者が補助対象事業を行うために必要な経費のうち、以下の経費とします。

経費区分	内容
報償費	専門家等に係る謝金 ※　補助事業者の構成員、その家族及び雇用者に対しての謝金は対象外
旅費	専門家等に係る旅費 ※　補助事業者の構成員、その家族及び雇用者に対しての旅費は対象外
広告宣伝費	広報誌への掲載等、宣伝広告に要する経費
消耗品費	材料、消耗品等の購入に要する経費
印刷製本費	パンフレット、チラシ等の印刷に要する経費
通信運搬費	電話、郵便、運送、通信料金等に要する経費
施設整備費	事業を行うために必要な施設整備に要する経費
店舗改装費	事業を行うため店舗を改装する際に要する経費
使用料及び賃借料	会場借料、店舗、物品等の賃借に要する経費
光熱水費	電気、ガス、水道の使用に要する経費
委託費	補助事業者において実施困難な業務を外注する経費 ※　主たる業務の委託や補助事業者の構成員、その家族及び雇用者による企画・運営等の委託は対象外

備品購入費	備品購入費 ※　当該事業のみで使用されることが確認でき、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の使用に耐えうるものであり、取得額又は評価額が５万円以上のもの。ただし、パソコンは除く。
手数料	口座振替・代引手数料等、補助事業における経費支払に要する経費
負担金	所在する自治会等への負担金
その他	知事が必要と認める経費

※　補助事業者の関係者（補助事業者の構成員、家族、雇用者等）に対するものは対象外です。

5　補助金の額

補助対象経費の合計額の２分の１に相当する額又は1,500千円のいずれか低い額

6　補助事業実施期間

交付決定日から令和８年２月28日までの期間

第２　応募手続

1　提出書類

申請にあたっては次の書類を提出してください。

① 応募申請書（要領別記様式）
② 事業計画書（要綱別記様式第１号）
③ 収支予算書（要綱別記様式第２号）
④ 補助事業者の定款（個人の場合は除く）
⑤ 拠点を整備しようとする場所がわかる資料（地図等）
⑥ その他知事が必要と認める書類

2　提出方法

紙文書の持参・郵送、又はメールで提出してください。

3　提出先

【郵送の場合】

〒990-8570
山形県山形市松波二丁目８番１号
山形県産業労働部　商業振興・経営支援課　まちづくり担当

【持参する場合】

山形県庁８階　産業労働部　商業振興・経営支援課まで持参してください

【メールの場合】

E-mail：yshoshin@pref.yamagata.jp　まで提出してください

4　提出期限

令和７年５月16日（金）17時まで必着

5　その他

・ 審査の過程において、上記の資料以外に追加資料の提出をしていただく場合があります。
・ 提出いただいた書類の返却はできませんので、御了承ください。

6　手続きの流れ

（１）申請から補助事業完了までの流れは以下のとおりです。

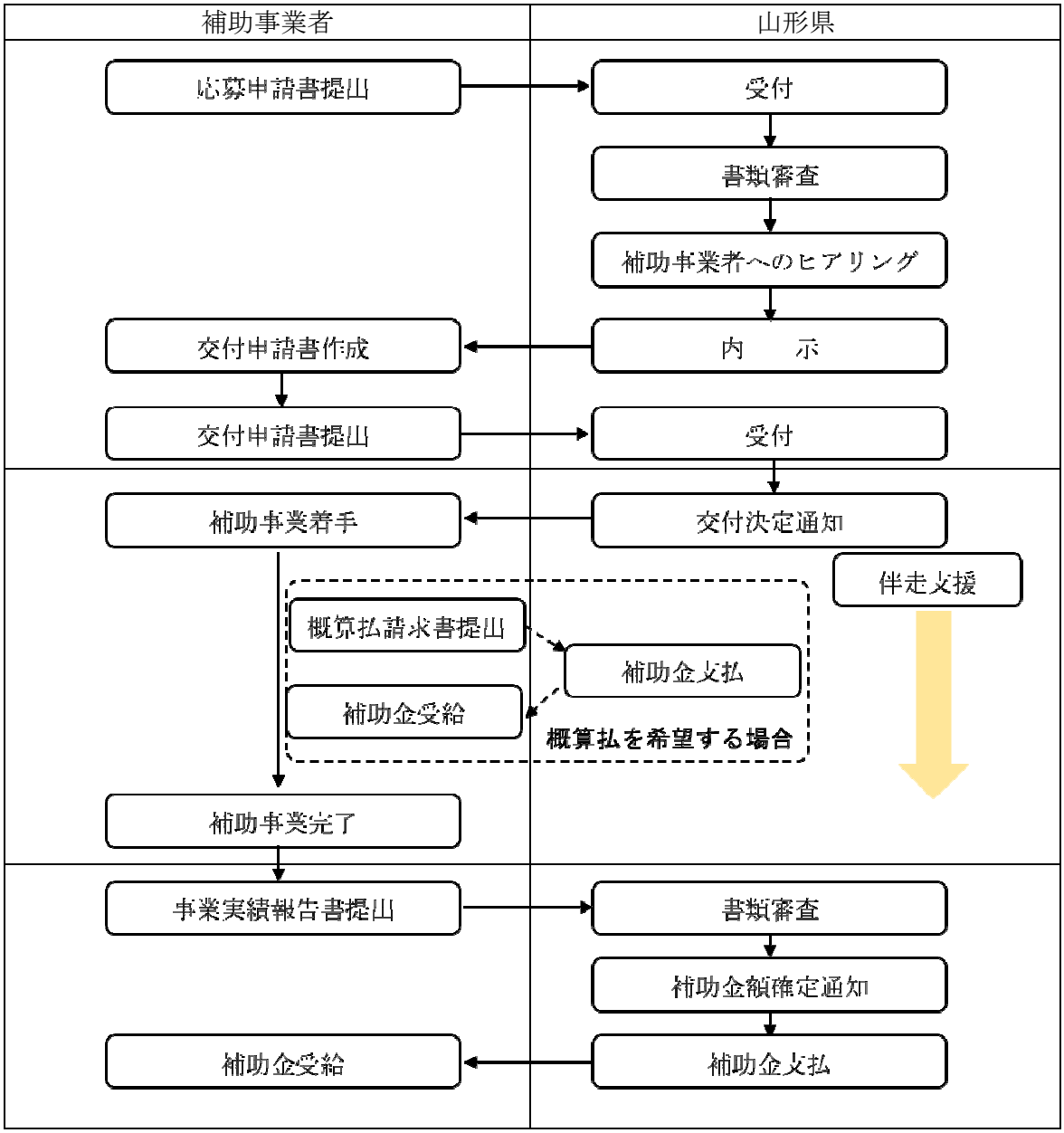

（２）応募申請書の受付後に書類審査、及び事業内容に係るヒアリングを行い、事業内容が適当と判断された場合、予算の範囲内で内示を行います。その後、交付申請書を提出いただき、県の交付決定後に事業着手していただきます。

※必ず交付決定後に事業着手してください。交付決定前に着手していた場合、その間の経費については補助対象経費から除外されます。

（３）補助事業実施前に概算払を受けることもできます。

第３　選定方法等

1　選定方法

採択の可否については、２の選定基準により審査を行い決定します。

2　選定基準

選定は、次の①～③の審査基準により行うこととします。原則として、実施事業についての審査となります。本事業は予算の範囲内で行うため、要件を満たす計画の申請額が予算を超過した場合は、順位をつけ上位から選定します。そのため、応募状況によっては、要件を満たしていても不採択になる場合や事業の内容や経費について予算の範囲内で調整を行う場合があります。

①　事業の実現性
- 事業計画は地域の現状を的確に分析し、課題解決に向けた具体的かつ現実的な計画になっているか。
- 事業内容に見合った経費内容になっているか。
- 事業を確実に遂行できる体制になっているか。
- 次年度以降も拠点を継続できる計画になっているか。

②　事業の必要性
- 地域での必要性が高いか。
- 地域課題を的確に把握し、その解決を図る事業内容になっているか。
- 拠点と地域との連携が図られているか。
- 広域連携の視点は盛り込まれているか。

③　事業の効果性
- 事業実施により具体的な効果が期待できるものであるか。
- 地域課題の解決に向けた効果が期待できるか。

3　結果の通知

選定案件の決定後、申請者に対して採択又は不採択の結果を通知します。採択となった場合は、別途、補助金の交付申請手続きを行っていただきます。

4　採択予定件数

１件程度

第４　補助事業者の義務

当補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

１　交付決定を受けた後、補助事業の補助対象経費や内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を受けること。
２　補助事業の実施期間中に、県が補助事業の遂行の状況の報告を求めたときは、遂行状況を報告すること。
３　補助事業を完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過する日又は令和８年３月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
４　補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的運用を図ること。
５　当該財産を処分する必要が生じたときは、事前に県の承認を受けること。その場合、当該財産を処分したことによって得た収入の一部を県に納付しなければならない場合があること。
６　補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、令和８年度から５年間保存すること。

第５　交付決定までのスケジュール（予定）

１　受付期間　　令和７年４月１日（火）～令和７年５月16日（金）
２　採択決定（内示）　　６月上旬～中旬
３　交付申請書提出　　６月下旬
４　補助金交付決定　　７月上旬

第６　その他留意事項

１　情報公開への協力

本事業は県内各地の商店街等への横展開を目指しているため、事業内容について積極的に情報発信を行います。そのため、補助事業者は以下の事項への同意をお願いします。

（１）補助事業の概要、補助事業者の公表
（２）県HP、まちづくり関係の各種会議での補助事業の紹介
（３）報道機関への取材への協力
（４）ネットワークミーティング（仮称）※への参加

※補助事業の横展開を図るため、補助事業の概要について、県内の自治体、商店街関係者等への紹介を行う会議。令和８年１月頃開催予定。

２　問い合わせ先

山形県産業労働部　商業振興・経営支援課　商業・まちづくり担当
ＴＥＬ：023-630-3370
E-mail：yshoshin@pref.yamagata.jp

別記様式

文　書　番　号
令和　年　月　日

山形県知事　氏　名　殿

申請者　住　所
団　体　名
代表者氏名

令和７年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金
（商店街賑わい拠点整備事業）応募申請書

標記補助事業について、令和７年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金（商店街賑わい拠点整備事業）募集要領第２の規定により、関係書類を添えて申請書を提出します。